

【シンガポール】子の地位(生殖補助医療)に関する法律

海外立法情報課 坂野 一生

* 2013年8月12日、シンガポール国会は、子の地位(生殖補助医療)に関する法律を可決した。同法は、生殖補助医療により誕生した子に関する親子関係の競合等を避けるため、子の法律上の親を定める。

1 シンガポールの生殖補助医療

シンガポールの生殖補助医療技術は、世界最高の水準を誇る。1983年には、アジア初の体外受精による子が誕生、1988年には世界初の囲卵腔内精子注入法(SUZI)による子が誕生し、1993年にはアジア初の顕微授精(ICSI)に成功した。現在では、体外受精及び生殖細胞管注入による生殖補助医療が広く行われており、国が必要な費用の一部を負担する制度が整備されている。2006年に保健省が定めたガイドライン(注1)によれば、配偶者の配偶子又は胚を用いる生殖補助医療に加え、配偶者以外からの配偶子及び胚の提供(無償)も可能であり、子を望む夫婦の選択肢を広げている。一方、2010年に自分の夫の精子を用いた体外受精を希望し、妊娠・出産した女性が、その後、他人の精子で受精させられていたことが分かり、クリニックを相手取って損害賠償請求の訴えを提起するという事件が起き、女性の夫と子との父子関係に疑問が生じる(注2)など、最先端の医療と法律上の親子関係について整理が必要となっていた。

このような状況を受け、現行の生殖補助医療で誕生する子の法律上の親が定まらない事態を回避するために、子の地位(生殖補助医療)に関する法律が制定された。

2 子の地位(生殖補助医療)に関する法律の概要

子の地位(生殖補助医療)に関する法律は、全3章18か条から成る。第1章は、通則、第2章は、生殖補助医療によって誕生した子の法律上の親に関する規定、第3章が雑則である。

(1) 法律上の親子

子の法律上の親は、次のように定める。まず、子を分娩した女性が子の母である(第6条)。他の女性から卵子の提供を受けた場合も同様であり、卵子を提供した女性は子の母ではない(第5条a、ただし、後述の裁判所による宣言がなされた場合を除く。)。子を分娩した母が法的に有効な婚姻関係にある場合において、①夫の精子が生殖補助医療に用いられたとき、②夫が生殖補助医療に同意して夫以外の精子が用いられたとき又は③夫が生殖補助医療に同意はしなかったものの、誕生した子を認知したときは、夫が法律上の父とみなされる(第7条第1項～第3項)。精子提供者は、子の父ではない(第5条b、ただし、後述の裁判所による宣言がなされた場合を除く。)。事実婚関係にある女性が生殖補助医療を受けて子を分娩し、後に事実婚関係にある男性と婚姻

した場合も、上述の3要件のいずれかを満たす場合には（ただし、「夫」を「事実婚関係にある男性」と読み替える）、男性は、子の誕生又は婚姻の日のうち、いずれか遅い日から子の父とされる（第7条第4項～第6項）。子の誕生後も事実婚関係が継続する場合は、裁判所は、申立てにより、事実婚関係にある男性が子の法律上の父である旨の宣言をすることができる（第8条）。

生殖補助医療の過程で、錯誤、過失等の事故により本来用いられるべきではない卵子、精子又は胚が用いられて子の出産に至ったときは、子の親は、その事故が生じなかった場合と同様に定める（第9条第1項及び第2項）。ただし、裁判所は、申立てにより、子の親とされる者以外の者（例えば遺伝学上の親）が子の法律上の親である旨の宣言をすることができる（同第3項）。この申立ては、事故により子が誕生したことを知った日から2年以内にしなければならない（同第4項）。

(2) 裁判所による宣言

裁判所による宣言を求める申立てができるのは、子、上述の要件により子の母又は父とみなされると主張する者、子を分娩した女性と事実婚関係にある男性、錯誤等による事故が発生した場合において子の親である旨の宣言を求める者及び裁判所の許可を得た利害関係人である（第10条第2項）。事実婚関係の男性からの申立て及び事故が発生した場合の申立てに基づき審理するときには、裁判所は、要件具備の有無にかかわらず、裁量で親の宣言をすることができる（第8条及び第9条第3項）。この場合、裁判所は、子の福祉及び最善の利益を最優先しなければならず（同第7項a）、親の決定にあたっては、子が独立した意思を表明できるときはその意思、子と他の当事者の生物学的な関係、子の年齢、子と他の当事者が築いてきた関係等を考慮することができる（同第7項b）。

(3) 関連法の改正

第16条は、訴訟手続等における証拠法則一般を定めた証拠法の第114条を改正する。従前は、婚姻中又は婚姻の解消後、再婚しないまま280日以内に生まれた子は、その子が懐胎可能な時期に夫婦間に全く接触がなかったことが証明されない限り、確定的に夫の子とみなされたが、これを夫の子と「推定する」規定に改め、同時に、この父性推定規定が生殖補助医療によって生まれた子には適用されないことを定める。また、第17条は、非嫡出子は、その父母が婚姻した場合において、父が婚姻時にシンガポールに居住しているときに限り、その婚姻の時から嫡出子の身分を取得するとした嫡出法第3条第1項を改正し、父又は母が婚姻時にシンガポールに居住しているときに嫡出子の身分を取得するとした。

注(インターネット情報は2013年9月24日現在である。)

(1) 正式名は、Directives for Private Healthcare Institutions Providing Assisted Reproduction Services: Regulation 4 of the Private Hospitals and Medical Clinics Regulations (Cap 248, Reg 1)。

(2) Singapore Doctors. <<http://doctors.com.sg/medical/healthcare-news/singapore-mother-sues-thomson-fertility-centre-over-ivf-mix-up/>>